

広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響により、休業等が余儀なくされる中でも、事業者が事業再開に向けた態勢を維持しつつ、休業手当を通じて従業員の生活を守り、労働者の雇用の維持を図ろうとする広島県町内の中小企業者に対して、予算の範囲内で広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、県内の府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町（以下「町」という。）に主たる事業所が所在している者。
- (2) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第102条の2の規定による雇用調整助成金又は職発0310第2号の規定による緊急雇用安定助成金（以下「雇用調整助成金等」という。）について、広島労働局長の支給決定を受けている者。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の休業手当（休業等の初日が令和2年1月24日以降のもの）に係るものに限る。
- (3) これまで補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しない者。
 - ア 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - イ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、社会保険労務士に支払った報酬のうち、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 広島労働局へ申請する雇用調整助成金等の申請書類及び添付資料の作成に要する経費
- (2) 雇用調整助成金等の広島労働局への代行申請に要する経費
- (3) 雇用調整助成金等の申請に必要な就業規則等の整備に要する経費
- (4) その他知事が必要と認めた経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額及び当該限度額は、補助対象経費の10分の10とし、10万円を限度とする。

- 2 補助対象経費に対して、国、地方公共団体、その他の団体等から別に助成措置等を受けたときは当該補助対象経費から当該助成措置等の額を控除する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 雇用調整助成金等の支給決定通知書の写し
- (2) 社会保険労務士と締結した雇用調整助成金等の申請等に係る契約を証するものの写し
- (3) 社会保険労務士からの請求（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類
- (4) 社会保険労務士への支払（新型コロナウイルス感染症に関連するものに限る。）が確認できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか知事が必要と認める書類

(申請内容の変更)

第6条 補助対象者は、交付申請内容の変更をする場合においては、速やかに、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金申請内容変更申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金交付

決定通知書兼確定通知書（別記様式第3号の1）により、補助対象者に通知するものとする。

2 適当でないと認めるときは、補助金の不交付を決定し、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号の2）により、補助対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第8条 補助事業の遂行状況の報告については、知事が報告を求めた場合を除き、要しないものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業の実績報告については、第5条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書によるものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の規定による報告書の提出があつたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

2 前項の額の確定通知については、第7条第1項の規定による補助金交付決定通知書兼確定通知書によるものとする。

（補助金の交付及び代理受領）

第11条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、社会保険労務士による代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第5条の規定による補助金交付申請書兼実績報告書を知事に提出する際に、広島県雇用調整助成金等活用促進事業補助金代理受領委任状（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第12条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定又は交付の決定に付した条件に違反したとき。

（2）偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（3）その他知事が不相当と認めるとき。

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 知事は前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(立入検査等)

- 第 13 条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることがある。
- 2 補助事業者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(委任)

- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 9 日から施行することとし、令和 2 年 1 月 24 日から補助事業者が実施する補助事業に適用する。